

# 協会けんぽの 平成31年度の保険料率は 平成31年3月分(4月納付分)から 改定されます

平成31年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、**本年3月分(4月納付分)からの適用**となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。こちらのリーフレットを従業員の皆さまにご回覧いただくなど、周知にご協力をお願いいたします。

山口支部の健康保険料率は**変更**となります。  
介護保険料率も**変更**となります。

給与・賞与の	健康保険料率	給与・賞与の
<b>10.18%</b>	➔	<b>10.21%</b>
平成31年2月分(3月納付分)まで		平成31年3月分(4月納付分)から

給与・賞与の	介護保険料率	給与・賞与の
<b>1.57%</b>	➔	<b>1.73%</b>
平成31年2月分(3月納付分)まで		平成31年3月分(4月納付分)から

特定保険料率・  
基本保険料率とは

健康保険料率(10.21%)のうち、6.70%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.51%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。  
※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。



◆ご不明な点がございましたら、協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 山口支部  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.083-974-0530(代表)

受付時間/平日8:30~17:15

〒754-8522 山口市小郡下郷312-2 山本ビル第3